

ICRP の眼の水晶体線量限度引下げに対する自主的な取り組みについて

夏目 良典

東京電力ホールディングス

Email: natsume.yoshinori@tepcoco.jp

2011年4月に国際放射線防護委員会（ICRP）はソウル声明を発表し、白内障障害をもたらすしきい値を 0.5Sv に下げることを発表した。

これにより眼の水晶体の等価線量限度を、年間 150mSv から年間 50mSv まで引下げ、また所定の5年間において 100mSv を超えるべきでないことを推奨した。

日本においても、放射線審議会がこの新しい線量限度の国内に取り入れについて具申しており、各省庁や機関による法制化の動きが始まっている。福島第一原子力発電所における一部の作業員の眼の水晶体等価線量は、この新たな線量限度よりも高い者もいる。

そこでこれらの動向を踏まえ、作業員の安全のために当社が行った眼の水晶体の等価線量管理の自主的な取り組みについて、今回の発表ではそれについて述べている。